

介護老人保健施設きなん苑判定会議設置要綱

(平成25年11月1日要綱第17号)

(目的及び設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑(以下、「きなん苑」という。)は、サービス利用希望者の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境等に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められるかを公正かつ厳格なサービス利用開始を遂行するために介護老人保健施設きなん苑判定会議(以下、「判定会議」という。)を設置する。

(判定会議の議題)

第2条 判定会議は前条の目的を図るため、次のサービス希望者について検討する。

- (1) 老人保健施設
- (2) 短期入所療養介護
- (3) 通所リハビリテーション
- (4) 介護予防短期入所療養介護
- (5) 介護予防通所リハビリテーション

(職務等)

第3条 判定会議は、サービス希望者について総合判定を行うものとする。

2 判定会議は、正当な理由なくサービス希望者を拒まない。ただし、入院治療の必要がある場合その他サービス希望者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合除く。

3 判定会議において利用保留および不可の場合は、その理由を利用希望者に懇切丁寧に説明し、適切な措置を速やかに講じるものとする。

(組織)

第4条 判定会議は次に掲げるきなん苑職員をもって構成する。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長
- (3) 看護師長
- (4) 医師
- (5) 介護主任

- (6) 支援相談員
 - (7) リハビリ主任
 - (8) 管理栄養士
 - (9) 事務職員
- 2 判定会議には会議長を置き、施設長がこれにあたる。
 - 3 会議長は判定会議を統括し、判定会議を代表する。
 - 4 副会議長は会議長が指名し、会議長に事故があるときその職務を代行する。

(判定会議の開催)

第5条 判定会議は、毎週火曜日15時から開催することとし、施設長が招集する。ただし、施設行事等及び緊急利用希望があるときは、別の日に施設長が招集することができる。

- 2 採否を要する案件については、出席者の過半数をもって判定会議の意見とし、施設長は判定会議の意見を尊重するものとする。
- 3 判定会議は必要に応じて構成職員以外のものに対し、会議への出席、意見または資料の提出を求めることができる。

(資料の作成等)

第6条 判定会議に提出する資料は以下のものとする。

- (1) 診療情報提供書
- (2) アセスメントシート
- (3) その他、目的達成に必要と認める書類

(民主的な人間関係の形成)

第7条 判定会議は職種、職位にかかわらず、職員が判定に関して自由に発言できるように努めなければならない。

(事務局)

第8条 判定会議の事務局はきなん苑相談室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、判定会議の運営に関して必要な事項は、施設長が定める。

附則 (平成25年11月1日要綱第17号)

この要綱は平成25年11月1日から施行する。